

平成20年3月運用開始

## 三宅島の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 ( )	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫している</li> <li>【過去事例】 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月：12日の噴火の数日前から地震発生</li> <li>大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続している</li> <li>【過去事例】 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性（その後の調査でレベル4に下げる） 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火。16時30分頃、新零池、新鼻付近で噴火。17時15分頃、溶岩流が居住地域（阿古の都道）に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達</li> </ul>
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性がある</li> <li>【2000年噴火の事例】 8月10日：噴火</li> </ul>
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性がある</li> <li>【2000年噴火の事例】 7月14日～15日：噴火</li> <li>山頂火口で噴火が発生し、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する</li> <li>【過去事例】 明確な記録なし</li> </ul>
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。(2008年3月現在、山頂火口から雄山環状線内側まで規制中)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>山頂火口で小噴火が発生する可能性がある</li> <li>2008年3月現在の状況</li> <li>【過去事例】 2008年1月7日：ごく小規模噴火 2006年8月23日：ごく小規模噴火</li> <li>山頂火口で小噴火が発生し、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する</li> <li>【過去事例】 1940年7月14日朝～：噴火</li> </ul>
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性はある</li> </ul>

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 火山ガスの多量放出によるレベル5(避難)の設定については、火山ガス放出量の状態をみて、防災関係機関との調整のうえ決定する。

このレベルは三宅村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。